

作成日 2023/09/26

改訂日 2023/10/13

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ポリーズユシロクリーナー STS403
製品コード	HC31200101-C
整理番号	G1A11119943-3
供給者の会社名称	ユシロ化学工業株式会社
住所	146-8510 東京都大田区千鳥2-34-16
担当部門	研究開発部門
電話番号	0467-75-0175
FAX番号	0467-75-0157
電子メールアドレス	GHS-info@yushiro.co.jp
緊急連絡電話番号	0467-75-0175
推奨用途	業務用・車両外板洗剤

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	引火性液体 区分に該当しない 金属腐食性化学品 区分1
物理化学的危険性	
健康有害性	皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（腎臓）
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性） 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）か分類できない。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H290 金属腐食のおそれ
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓の障害のおそれ
H402 水生生物に有害

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
他の容器に移し替えないこと。(P234)
ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
環境への放出を避けること。(P273)

応急措置

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
(P301+P330+P331)
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ

- ること。(P304+P340)
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
- 直ちに医師に連絡すること。(P310)
- 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
- 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)
- 保管 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406)
- 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
 化学名又は一般名 ポリーズユシロクリーナー STS403

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
各成分とも非公開	各成分とも非公開	—	各成分とも登録済み	各成分とも登録済み	各成分登録あり

4. 応急措置

- 吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し、身体を毛布等で覆い、保温して安静に保ち、異常があれば医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 触れた部分を水またはぬるま湯でよく洗い流す。外観に変化があるか、痛みが続く場合は、医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合 直ちに清浄な流水で15分以上洗眼した後、眼科医の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 直ちに口をすすぎ、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませた後、無理に吐かせないで、速やかに医師の診察を受ける。意識の無い場合は、口から何かを与えたり、無理に吐き出させたりせずに速やかに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

- 火元への供給源を絶ち、水や炭酸ガスまたは粉末消火器を使用して風上から消火する。
- 適切な消火剤 水、炭酸ガス、泡、粉末消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 情報なし
- 消火活動を行う者の特別な保護 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
- 護具及び予防措置

6. 漏出時の措置

- 大量の場合、漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止し、付近の着火源となるものを速やかに取り除く。盛土等で囲って流出を防ぎ、できるだけ多くバケツ、ポンプ等で回収する。回収したものは、化学品廃棄容器に入れる。作業の際には必ず保護具を着用する。
- 少量の場合、土砂、おがくず、ウエス等に吸収させて化学品廃棄容器に回収する。作業の際には必ず保護具を着用する。
- 人体に対する注意事項、保護 情報なし
- 具及び緊急時措置
- 環境に対する注意事項 情報なし
- 封じ込め及び浄化の方法及び 情報なし
- 機材

7. 取扱い及び保管上の注意

<p>取扱い</p>	<p>眼や皮膚に触れないように注意し、取扱う際には保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。</p> <p>ミスト又は蒸気を吸入すると気分が悪くなることがある。取扱いは通気の良いところで行い、呼吸用保護具を使用する等してミスト又は蒸気を吸入しないようにする。</p> <p>取扱う際には火炎、火花、高温体あるいは強酸化剤との接触、接近を避ける。</p> <p>また、塩素系の漂白剤やカビ取り剤との接触を避ける。</p>
<p>安全取扱注意事項</p>	<p>誤飲の恐れのある容器やアルミニウム製容器に入れてください。</p>
<p>保管</p>	<p>密閉した容器に入れ、5°C-40°Cの直射日光、降雨の当たらない場所に、火気、熱源より遠ざけて保管する。</p> <p>酸化性物質、有機過酸化物、塩素系の漂白剤やカビ取り剤と同一場所に保管してはならない。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

<p>管理濃度</p>	<p>設定されていない。</p>
<p>設備対策</p>	<p>全体換気又は局所排気装置を設置・使用する。</p> <p>取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗いの設備を設けその位置を明示する。</p>
<p>保護具</p>	<p>状況に応じて下記保護具を使用する。</p>
<p>呼吸用保護具</p>	<p>飛沫を生じる場合は保護マスクを着用する。</p>
<p>手の保護具</p>	<p>ゴム製またはプラスチック製保護手袋を着用する。</p>
<p>眼、顔面の保護具</p>	<p>顔面用の保護具を着用すること。</p> <p>飛沫が飛ぶ場合はゴーグル型眼鏡又は防災面を着用する。</p>
<p>皮膚及び身体の保護具</p>	<p>長袖作業衣を着用する。濡れた衣類は直ちに脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。</p> <p>スリッパ防止効果の高い安全靴を着用する。</p>

9. 物理的及び化学的性質

<p>物理状態</p>	<p>液体</p>
<p>形状</p>	<p>液体</p>
<p>色</p>	<p>微黄色</p>
<p>臭い</p>	<p>特異臭</p>
<p>融点／凝固点</p>	<p>データなし</p>
<p>沸点又は初留点及び沸点範囲</p>	<p>データなし</p>
<p>可燃性</p>	<p>データなし</p>
<p>爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界</p>	<p>データなし</p>
<p>引火点</p>	<p>引火せず</p>
<p>自然発火点</p>	<p>データなし</p>
<p>分解温度</p>	<p>データなし</p>
<p>pH</p>	<p>1</p>
<p>動粘度</p>	<p>データなし</p>
<p>溶解度</p>	<p>水に任意の割合で溶解</p>
<p>n-オクタノール／水分配係数</p>	<p>データなし</p>
<p>蒸気圧</p>	<p>データなし</p>
<p>密度及び／又は相対密度</p>	<p>1.04g/cm³</p>
<p>相対ガス密度</p>	<p>データなし</p>
<p>粒子特性</p>	<p>データなし</p>

10. 安定性及び反応性

<p>反応性</p>	<p>情報なし</p>
<p>化学的安定性</p>	<p>通常の手扱いにおいては安定である。</p>
<p>危険有害反応可能性</p>	<p>通常の手扱いにおいては安定である。</p>
<p>避けるべき条件</p>	<p>7項を参照。</p>

混触危険物質	強酸化剤との接触は避ける。 腐食性が強く各種金属を侵し、水素ガスを発生する。 塩素系の漂白剤やカビ取り剤と接触すると、塩素ガスを発生する。
危険有害な分解生成物	燃焼の際は、塩素、塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物などが生成される可能性がある。

1 1. 有害性情報

急性毒性	
経口	分類できない
経皮	分類できない
吸入	蒸気-分類できない 粉じん、ミスト-分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類できない
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2（腎臓）
誤えん有害性	分類できない

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）	区分3
水生環境有害性 長期（慢性）	分類できない
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物、廃容器は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理する。残余廃棄物は事業者が自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理をする。
廃容器に圧力をかけると破裂することがある。廃容器は溶接、加工、穴あけ、又は切断を行うと、爆発を伴って残留物が飛散することがあるので注意する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	3265
Proper Shipping Name	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.
Class	8
Packing Group	III
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	3265
Proper Shipping Name	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.
Class	8
Packing Group	III
国内規制	

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3265
品名	その他の腐食性物質（有機物）（液体）（酸性のもの）
国連分類	8
容器等級	III
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	3265
品名	その他の腐食性物質（有機物）（液体）（酸性のもの）
国連分類	8
等級	III
特別の安全対策	容器に漏れあるいはその恐れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いよう積み込み荷崩れの防止を確実に行う。取扱い及び保管上の注意事項の記載による他、該当法規に従って貯蔵、取扱い、荷造り、包装、輸送を行うこと。
緊急時応急措置指針番号	153

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） ・しゅう酸（1～10%）
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法（非該当PRTR法）	
消防法	非危険物
船舶安全法	腐食性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・腐食性物質（法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
水質汚濁防止法	排出基準規制
廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）
下水道法	排出基準規制

16. その他の情報

この情報は新しい知見に基づき改正されることがあります。記載情報は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理・化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものではありません。すべての化学品には未知の有害性があるため取扱いには細心の注意が必要です。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであり、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

連絡先	住所 〒253-0193 神奈川県高座郡寒川町田端1580番地 ユシロ化学工業株式会社 担当部門 研究開発部門 電話番号 0467-75-0175 FAX番号 0467-75-0157 メールアドレス GHS-info@yushiro.co.jp 緊急連絡先 0467-75-0175
-----	---

参考文献	1) JIS Z 7253(2019) 2) GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針 一般社団法人 日本化学工業協会(2019年6月) 3) 許容濃度の勧告(2019) 日本産業衛生学会 産業衛生学雑誌 4) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2016)
------	---

その他

学校環境衛生の基準(平成21年3月31日)による以下の物質は使用していません。

- ・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

(ホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)

室内濃度に関する指針値(2002年1月22日)による以下の物質は使用していません。

- ・厚生労働省；個別物質の室内濃度指針値が示された13物質

(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノブカルブ)

『本SDSは、2024年1月1日から施行される労働安全衛生法改正省令（令和5年厚生労働省省令第70号）に準拠して作成されています』

『本SDSは、2024年4月1日から施行される労働安全衛生法改正政令（令和4年政令第51号）に準拠して作成されています』